個人向けの主な生活支援関連一覧

	支援策	支援内容	申請期限	対象・条件	窓口
給付	住居確保給付金	原則３ヶ月（令和２年度中に申し込んだ場合は最大 12 ヶ月）の家賃相当 勤労学生も対象	2021 年3月３１日まで	収入減	
	休業手当	平均賃金の60%以上		会社都合による休業 正規・非正規問わず	勤務先
	休業支援金（新設）	賃金の8割 （1日当たり11000円が上限） 対象期間 20年4/1～21年2/28	2021年5月31日まで	中小企業に勤めている方 （アルバイト・非正規含む）	新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276 （平日8:30-20:00、休日8:30-17:15）
	ひとり親世帯 臨時特別給付金	1世帯5万円 第2子以降1人につき3万円 収入が減少した児童扶養手当 受給世帯に追加で5万円	2021年2月28日まで	児童扶養手当受給世帯・ コロナの影響で収入が児童扶養 手当の対象となる水準まで下がった者	専用コールセンター 0120-400-903 （平日9:00-18:00） 都道府県、市及び 福祉事務所設置町村
	学生支援緊急 給付金 ※申し込み受付終了 新たな支援を要請中	住民税非課税世帯の 学生:20万円 上記以外の学生:10万円		家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っている学生等で、コロナ影響でアルバイト収入が50%以上減少していること（大学等が修学継続が困難と必要性を認める者・留学生含む）	各大学等に申請し、 大学等が審査
貸付	緊急小口資金	20万円以内	2021年3月31日まで	休業等による収入減・無利子・ 保証人不要・1年据置・2年返済	**専用コールセンター** 0120-46-1999（9:00-21:00） 市区町村の社会福祉協議会 **労働金庫・郵便局**
	総合支援資金 （生活支援費）	単身15万円以内 複数人世帯20万円以内 ×6ヶ月（最大）	2021年3月31日まで	失業等による収入減・無利子・ 保証人不要・1年据置・10年返済	専用コールセンター 0120-46-1999（9:00-21:00） 市区町村の社会福祉協議会
猶予・公共料金	電気・ガス料金	支払猶予		収入減 支払期限を1ケ月延長対応	現在利用している事業者
	水道料金	支払猶予		収入減 支払い延長に対応	現在お住いの自治体
	NHK受信料	支払猶予		収入減 相談窓口を新たに新設	NHK受信料支払いの相談窓口
その他セーフティネット制度	高等教育修学支援 新制度	授業料・入学金の 減免・給付型奨学金		住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生	大学・文部科学省 日本学生支援機構 0570-666-301
	生活保護	生活費・家賃・医療費		最低生活費に満たない場合	各自治体の福祉事務所
	失業保険 ※給付日数の緩和 （60日延長）	給与5-8割 日数（90-330日）+60日延長 上限額8,370円		雇用保険加入期間がある方	ハローワーク
	傷病手当金	コロナの療養で働けない期間、 （最長1年6ヶ月） 平均の報酬日額の2/3		感染による労務不能・被用者	全国健康保険協会 健康保険組合等 自治体（国保）
	未払賃金立替払	倒産による未払賃金を立替払 （8割、上限有）			労働基準監督署 相談センター 044-431-8663

立憲民主党 立憲民主編集部

〒102-0093
東京都千代田区平河町 2-12-4
ふじビル3F
Tel. 03-6811-2301
Fax. 03-6811-2302

個人編
新型コロナ対策
号外
2020年
12月17日現在

CDP
2020.12.21 号外
立憲民主
RIKKEN MINSHU

新型コロナ
支援策
あります

ひとりで悩まないでください！

コロナ禍以降、私たちに寄せられた声です。

「いま実家から連絡があった。ばあちゃんが死んだ、って。
でも、コロナの感染が怖いから、帰って来るなって母親に言われた」
大好きなばあちゃんだったけれど、
コロナのせいでお別れすらできない。

「仕事がすべてキャンセルになった。来月から収入が無くなる。
いつ再開できるか、まったくわからない」
フリーランスのカメラマンをしている弟からのスタンプなしのLINE。
悲壮感漂う文字だけが並んでいた。

立憲民主党は、頂戴した声の一つひとつにお応えしたくて様々な提案を政府にしてきました。
その結果、PCR検査の拡充、一定の学生への20万円の支給、雇用調整助成金の上限増額など、多くの結果につながっています。
ですが、支援策は不十分なままです。
第三波。コロナによる不安は深く、そして見えにくくなっています。気になるものや、わからないことがあれば、役所に行くか、私たちに連絡をください。
公的な支援策は最大限ご活用ください。声を寄せていただくことで、解決することもたくさんあります。

山梨県第２区総支部長
いちき　伴子（ともこ）

あなたの街の相談員・連絡先
Mail：tomokorikken@gmail.com

立憲民主党はコロナ禍のいま、現場・当事者の声を、国会質疑や政策立案につなげています。あなたの声をお寄せください。

Twitter：CDP2017
Instagram：cdp2019.jp
Facebook：rikkenminshu

個人・生活

支援策見取図

ひとりで悩む前に
一度相談してください。

各問合せ先は、裏表紙の一覧よりご覧ください。

給付金 緊急融資

まずは、相談して下さい

自治体 自立相談 支援機関

家賃3ヶ月分相当給付
- 住居確保給付金
  原則3か月、最長9か月、自治体基準あり

休業収入減 Down

勤務先

平均賃金6割給付
- 休業手当
  会社都合で休業、非正規も対象

会社都合休業 Down

専用 コール センター

休業中賃金8割給付
- 休業支援金
  賃金の8割（月額33万円上限）
  中小企業勤務の労働者（アルバイト・非正規含む）

都道府県 福祉 事務所

ひとり親世帯5万円
- ひとり親世帯臨時特別給付金
  1世帯5万円、第2子以降1人3万円加算
  児童扶養手当受給世帯・コロナによる収入減条件（収入減少申告）によりさらに追加5万円

児童扶養手当受給世帯 減収 Down

緊急融資で生活を守る

社会福祉 協議会 労金

10万円～20万円
- 緊急小口資金（貸付）
  原則10万円まで、特例20万円以内
  無利子・保証人不要・1年据置・2年返済償還免除あり

休業収入減 Down

社会福祉 協議会

15万円～20万円×6ヶ月（最大）
- 総合支援資金（貸付）
  生活困難世帯、単身者15万円以内・2人以上世帯20万円以内、無利子・保証人不要・1年据置・10年返済

失業収入減 Down

新規 学生支援

新設された学生支援策

大学等

学生一人当たり10万円～20万円
- 学生支援緊急給付金
  住民税非課税世帯の学生20万円・左記以外10万円
  大学等が修学継続が困難と認める者・留学生含む
  ※申し込み受付終了、新たな支援を要請中

バイト収入50%減 Down

大学等 学校/ 学生支援 機構

授業料・入学金の減免・給付型奨学金※1
- 高等教育修学支援新制度
  授業料・入学金の減免・給付型奨学金
  例）実家外から私立大学へ通う人 75,800円給付/月

収入減少 Down

支払猶予

公共料金の支払い猶予

各社

電気・ガス・上下水道・NHK
- 公共料金支払い猶予
  支払い困難世帯、支払い猶予が可能、
  各社への申し出が必要

収入減少 Down

その他のセーフティネット制度

- 生活保護:生活費・家賃・医療費
  【各自治体福祉事務所】
- 失業保険:雇用保険の失業等給付（雇用保険加入期間がある方）
  【ハローワーク】
- 傷病手当金:新型コロナ肺炎の感染で働けない期間、傷病手当金として支給
  【健康保険等】
- 未払賃金立替払:倒産による未払賃金を立替払（8割、上限有）する制度
  【労働基準監督署】

Q&A

今まで頂いた主な質問と回答

給付金・緊急融資

Q 減収により家賃の支払いができません。

A 条件を満たせば、3ヶ月の期間を原則として（最長で9ヶ月間）住居確保給付金を受けることができます。勤め先の休業や子どもの休校に伴い仕事ができない場合や家賃支払いの目途が立たないときなど離職していなくても申請できます。

Q 非正規社員です。会社から仕事を休むように要請がありました。その場合の休業手当は出るのでしょうか。

A 会社都合による休業であれば、休業前の6割以上が補償対象です（非正規含む）。

Q 会社の経営状況が悪く、休業手当が支払われず困っています。

A 勤め先の資金繰り悪化などで休業手当を受け取れない方へ直接国が給付する制度をご利用ください。上限33万円として休業前賃金の8割程度を補償します。

Q 母子・父子家庭です。収入が減少したことで、子育てにも不安を感じています。

A 児童扶養手当受給、または受給相当にまで収入が減少していることを条件とし、臨時給付金が支給されます。既に6月分の児童扶養手当を受給している方は申請不要ですが、それ以外の方は申請が必要です。

Q コロナの影響で休業（失業）し、生活資金が足りません。

A 休業者等には緊急小口資金として20万円を上限とした貸し付けが受けられます。失業者等には「総合支援資金」があり、単身世帯で15万円以内、2人以上世帯で20万円以内の貸し付けが受けられます。基本的には「貸付」ですが、今回の特例措置では、償還時になお所得の減少が続く住民税非課税世帯は、「償還を免除」することができます。

新規学生支援

Q 収入が激減し、学費が支払えません。

A 家庭から自立しアルバイト収入により学費を賄っており、コロナの影響から収入が大幅に減少した学生を対象に、最大20万円が支給される（LINEからも申請可能）制度があります。※LINE申請は一部対応していない大学もありますので、事前にご確認をお願いします。

Q 家計が急変し、このままでは子どもの学費が払えなくなってしまいます。

A 収入に応じて、授業料・入学金の減免や給付型奨学金、もしくは貸与型奨学金（有利子・無利子）が受けられます。また、すでに貸与されている奨学金の返済についても減額や返済期限の猶予が受けられる場合があります。

支払猶予

Q 収入減少により公共料金の支払いができません。

A 自治体ごとに対応が異なる場合もありますが、経済産業省からの要請により、各社ともに1カ月程度の支払い猶予期間を設けています。

その他支援

Q 子どもの休学に伴い、自己都合で離職したのですが、失業給付は受けられますか。

A コロナを起因とする自己都合退職者は、正当な離職として認められます。給付期間も60日延長（給与の5割～8割支給）されています。

Q もし検査の結果、陽性だったらどうなりますか。

A 新型コロナウイルス感染症に感染して、働くことのできない被用者は、傷病手当金が申請できます。月平均報酬の3分の2に相当する金額が日割りで支給されます。

Q 勤め先が倒産し、賃金が未払です。補償される制度はありますか。

A 倒産により、未払賃金が残っている方を対象に未払賃金の一定額（8割相当）を事業者に代わり国が立替払いをする制度があります。所管の労働基準監督署へいくつか申請が必要となります。倒産認定、未払金額等の確認など。